

## (財)日本国際交流センター運営実態レポート

(財)日本国際交流センター  
常務理事・事務局長 勝又英子

## (財)日本国際交流センターの活動概要

- ・ 1970年に設立、73年に外務省所管の財団法人となる。
- ・ 国際的な政策共同研究と政策対話の推進 = グローバル・シンクネット事業
- ・ 民間非営利セクターや地域レベルの国際交流・協力活動を推進し、国際的なシビル・ソサエティの強化と連帯を図る活動を推進 = シビルネット事業
- ・ 日本と諸外国の議会関係者の交流を通じ、政策対話を深め信頼関係に基づく人的ネットワークを構築 = 政治・議会交流事業 (PEP)
- ・ 理事 7名、評議員 17名、監事 1名
- ・ 常勤スタッフ 14名、非常勤スタッフ 8名

## (1) 公益事業の内容、収支および会計上の区分、全事業に占める割合

実態：公益事業収入	¥128,636,244
収益事業収入	¥84,945,190
<u>収入計</u>	<u>¥213,581,434</u>
公益事業支出	¥72,969,772
収益事業支出	¥218,201,025
<u>支出計</u>	<u>¥291,170,797</u>

- \* 当センターの決算報告においては、所轄税務署の指導により、事業の実態如何にかかわらず、収入の中身により公益事業、収益事業の区別がなされている。財産運用収入、会費収入、助成金収入、寄付金収入は公益収入とみなされ、委託契約収入は33業種のうちの請負収入とみなされ収益事業収入に区分される。
- \* これに伴い、一部あるいは全部が公益収入により賄われている事業があったとしても事業支出はすべて収益事業支出に区分している。
- \* 管理費に関しては、総収入に占める収益事業収入の割合に応じて按分。
- \* 対価を伴う公益事業は実施していない。
- \* 寄付金の用途の指定の有無：年度により金額は異なるが、一般寄附の他、特定事業への指定寄付を受け入れている。

問題点：

- a . 当センターとしては、すべての事業が公益事業であるとの認識である。
- b . しかしながら、税務当局の判断は異なる。公益・収益は税の観点からのみ区分され、事業の実態が公益目的であってもその収入が委託契約を結んだものであれば公益事業とは認定しない。また、税の観点から個別の事業に対する公益収入と収益収入に区分することは可能と思われるが、(1)その証憑との照合が複雑となること、(2)税務当局が受益者と受益の内容の判断ができない、(3)現時点においては収益事業にかかる収支差額が赤字となるため、敢えてその作業は行わない。
- c . 要するに、事業の中身からみた本来の意味での、(1)本来事業としての公益事業、(2)本来事業としての収益事業、(3)従たる事業としての公益事業、(4)従たる事業としての収益事業、という考え方を税務当局は行わなわず、収入の形態のみから判断しているというのが実態。

## ( 2 ) 収益事業 ( 税法上の収益事業および指導監督基準上の収益事業 )

・ 収益事業の内容、収支及び会計上の区分 ( 1 ) のとおり

・ 指導監督基準上の収益事業による収益の使途 ( 公益事業への充当如何 )

指導監督基準によれば、公益法人における収益事業とは「付随的に収益を目的として行う事業をいう」としているが、税務当局は上述のとおり、そのような見解をとらない。これは、官 - 官の問題であり、整合性をとる必要がある問題と考える。当センターにおいて収益事業とされる委託費はほぼ経費実費をまかなうもので構成され、事業実施にかかる管理費すら含まれない予算となっており、「付随的に収益を目的として行う事業」ではないが、税務当局の指導により委託事業収入を収益事業として区分している。

## ( 3 ) 内部留保

・ 実態：資産合計	¥551,076,381
基本財産	¥410,700,000
公益事業基金	0
運営固定資産	0
引き当て資産	0
負債相当額	<u>¥222,166,000</u>
	-¥81,790,000

\* 定期的な固定収入がほとんどなく毎年事業資金を確保しなければならない、さらに民間の事業に対する公的資金や全体的寄付が減少している中で、実態として内部留保ができる状況にはない。いわば、自転車操業である。

・事業の継続的な実施のための留保が必要な資金の水準およびその考え方。一事業年度におけるキャッシュフローの実態。

\* 一定の内部留保がないと年度始めはどの団体も資金繰りに苦労することとなる。その団体の固定管理費、どのような事業を実施しているかにより必要な資金の水準は異なるので、どの水準が適切かは一概には言えない。

\* 安定的運営のために、事業費および管理費の2～3か月分程度は事業継続のための内部留保として毎年確保できることが望まれる。(当センターに当てはめると、約7500～11,000万円、17～25%となる。)残念ながら、当センターの収入はその水準には達していない。

・適切な内部留保の定義についての意見、現行の指導監督基準における内部留保の定義の評価

\* 資産規模、事業規模の異なる団体にひとつの方式で評価することに問題はないのか? 過大な内部留保が問題となるのは、本来公益事業に支出するためとして確保した資金が本来目的に使用されず留保されたときであるとすれば、まず、団体設立の目的に照らした事業内容の適否、事業実施に必要な事業費・事業人件費、組織運営のための管理費の程度を確認する必要がある。指導監督基準では、人件費の管理費に占める割合が過大なものにならないようにすることとしているが、事業によっては(研究事業等)人件費が経費の多くを占めることがあり、単純に適正割合を導き出すことはできない。

#### (4) 税制上の取り扱い

・現在の法人税等の優遇措置(特定公益増進法人であることによるものも含む)が法人運営に及ぼしている影響およびその根拠となるデータ

\* 当センターの収入の内、非課税収入(財産運用収入、会費、寄付金、助成金)は約75%を占める。これら収入が課税対象となれば組織は成り立たない。

\* 上記非課税収入の内、寄付控除対象となる寄付金収入は21%を占める。一定の企業寄付を得るためには特定公益増進法人の資格を有することが基本条件であり、補助金等を受けない民間団体にとっては、死活的に重要な資格である。

#### (5) ガバナンス

・理事会、監事、評議員会の機能と相互関係

理事の選任 = 評議員会が選任

評議員の選任 = 理事会の選任

\* 評議員会は、理事の選任という権限をもつことにより理事会に対する牽制機能を有する。その他の事項に関しては、理事会に対する諮問機関としての機能を果たしている。

・ 情報公開の内容、対象、方法、スタンス、および情報公開に伴うトラブル事例

\* 公開情報：

- a . ホームページ上で公開：事業報告、収支計算書、正味財産増減計算書、財産目録、寄付行為、役員名簿
- b . 要請に応じ閲覧可能：事業計画書、収支予算書

\* トラブル事例等：これまでのところ、特になし。

・ 管理コスト

理事会、評議員会は年2回開催。通常朝食会により開催している。その費用は年間10万円程度で過大なものではない。

・ 基本財産取り崩しの必要性の有無

\* 基本財産は、本来その果実により事業を運営するということで、半永久的に保持し取り崩しを認めないという性質のものであるが、現在の低金利下では死蔵された資産以外のなものでもない。多くの財団法人が経営危機に陥っている状況に鑑み、基本財産の取り扱いにつきある程度の融通性を持たせることが必要ではないか。

## (6) その他

・ 費用として把握できない無償の役務、財の提供の有無

\* 日産自動車のNPOフェロシップ・プログラムによるインターンの受け入れ(インターンに対する日産自動車の奨学金 ¥1000 x 300 時間 = ¥300,000

\* 米国の大学等のプログラムによる不定期のサマー・インターンの受け入れ

\* 常勤のボランティアはいない。

\* 財の提供は受けていない。